

中条家文書展

「鎌倉から戦国へ 東国武士の世界」

解説

## 一 中条氏と奥山庄をめぐる概観

### (一) 奥山庄の成立と位置

越後国においては、阿賀野川より北、荒川までに及ぶ古代における沼垂郡内から十一世紀半以降に大庄園がつぎつぎと成立していく。南から撰関家領白河庄（新潟県水原町・安田町・笹神村）、東大寺領豊田庄（豊浦町）、天皇家領加地庄（新発田市・加治川村）、撰関家領奥山庄（中条町・黒川村・関川村）、そして荒川下流域に国衛領荒河保、その荒川より北、出羽国境まで岩船郡が存在するが、そこに天皇家領小泉庄（神林村・村上市・朝日村・山北町）が成立していった（展示会場の図参照。以下、図・表は同展示のもの）

これらの大規模な領域庄園が成立していく過程においては、秋田城 介に系譜する辺境軍事貴族城氏一族が、十一世紀ごろに出羽国から南下して沼垂・岩船両郡に勢力を扶植したことが深く関連している（史(史)）。「桓武平氏諸流系図」に、城永家は奥山黒太郎と称し、庄園名を付している。越後国南部の国府がある頸城郡に展開する、国衛に結集する在庁層および在地勢力との激しい対立抗争のなかで、越後国北部の沼垂・岩船両郡に幡踞した城氏一族は、中央貴族と結びつくことで勢力を安定化しようとした。それが、両郡に大庄園が続々と成立していつ

た要因と考えられる。

### (二) 鎌倉時代

#### (1) 地頭補任

治承四（一一八〇）年以仁王令旨を受けて頼朝をはじめとする諸国の源氏が平氏打倒のため挙兵する。養和元（一一八一）年六月信濃に挙兵した木曾義仲を討つた。越後城助職（長茂）が信濃に出兵して義仲軍と戦うが敗れて退却し、同年八月に平氏政権から越後守に任命されたのもつかの間、逆に義仲軍が越後に攻め入り撃破されてしまう。

しかし、義仲滅亡後、城氏は許されて頼朝の御家人となった。だが、越後国が関東御分国となり、平家方庄園が没収され、関東御家人らが各庄園の地頭職に補任されていったために城氏の勢力は激減していく結果となる。そのことは、かつて城氏の支配地域に属していた豊田庄へ開瀬氏、加地庄へ佐々木氏、奥山庄へ三浦和田氏、さらに荒河保に河村氏、小泉庄へ秩文氏が各地頭職に補任されていったことに如実に示されている。

(2) 三浦和田氏の登場

さて、建久三(一一九二)年十月、三浦和田宗実が

「木曾殿(義仲)追討」の賞として相模国南深沢郷ととも奥山庄地頭職に補任される(史(二)(2))。系図からもわかるように宗実の長兄は、頼朝の拳兵に参加し、のちに侍所別当に任じられた和田義盛で、関東御家人の中でも最有力の豪族の一人である。この地頭職は、宗実の猶子(ゆっし)となり、しかも宗実の娘(津村尼と称す)が嫁した高井重茂に譲与された。

しかし、建曆三(一一二三)年五月に和田義盛の乱がおき、三浦氏一門もこれに多くが与同したため族滅されてしまう。しかしながら和田一族の中で唯一重茂だけは幕府(北条方)につき討死する。そのため奥山庄地頭職は彼の妻津村尼に安堵(あんど)され(史(3))、さらにその子時茂(高井道円)に譲与されていく(史(4)(7))。和田一族は、この時茂の世代から奥山庄に赴いて所領経営にあたったようである。

仁治元(一二四〇)年、地頭時茂は庄園領主の代官である預所藤原尚成と庄園支配について和与(わよ) (示談契約)を成立させた。和与の内容は、庄園領主・預所側は検注・年貢徴収はできず、庄園の支配は地頭側にゆだね、庄園領主に納める年貢米も米一〇〇石(銭納とするときは石

別六〇〇文として計六〇貫文)、御服綿一〇〇〇両(銭納とする場合は八〇貫文)と定め、納入は近江国の大津の問屋の倉庫に納めるといふ方法をとる。また口米は廃止する。このようにいわゆる地頭請(うけしよ)所とするのが和与の本質であった。鎌倉幕府も両者で契約した内容を承認し、下知状を下している(史(5)(9))。ただその後も庄園領主側とは庄園支配をめぐる争論があつたが、検注権については庄園領主・雑掌側の主張はしりぞけられ、地頭側のものとなつている(史(8))。

ところが、奥山庄を支配する三浦和田氏にとって大きな危機が再びおとずれる。それは宝治元(一二四七)年六月におきた三浦泰村の乱である。この乱で三浦一族は多数誅戮(しつじやく)されてしまったが、時茂は幕府に請うて「捨免御教書」(中条町役場所蔵文書)を得ることによつて、奥山庄地頭職を掌中から離さずにすんだようである。

(3) 建治の所領分与と、正応の境争論

時茂の晩年十三世紀末に三浦和田氏の領主的支配に大きな転期を迎える。時茂(道円)の譲状は弘長四(一二六四)年三月十一日のくまわか(茂連)宛のもの(史(6))、建治三(一二七七)年四月二八日付と同年十一月

五日付の二度にわたって三人の孫である義頼（茂連）

（史(12)）、長茂（茂長）、義長（義基）ら宛のものが  
ある（これらの史料は、山形大学所蔵中条家文書の他に  
中条町役場所蔵中条家文書や反町栄作氏所蔵中条家文書  
などに分散している）。この弘長・建治の讓状については諸説があるが、ここでは、三人の孫たちに三浦和田氏の惣領地頭職を等分に分割し、幕府から公事が賦課された際、和田氏内部で配分操作を行なうのではなく、三分割された所領を讓得した各々が個別的に納付・対応するようにしたものとしておく。この三人は、中条（茂連）・北条黒川（茂長）・南条関沢（義基）を名のり、各々惣領制的支配を展開しながら、所領の讓与も行ない、幕府からも安堵されている（史(10)(13)(16)）。分割相続された所領範囲は図の通りである。しかしながら、三人に分割讓与したとはいえ、同じ庄園内のことでもあり、所領をめぐる同族の争いも生じてはいるのである（史(17)(18)）。  
次に、庄園・公領内で開発が進展していくにつれ、所領の境界をめぐって紛争が生じるようになる。奥山庄でも北界の荒川保との争論が生じ、結局正応五（一二九二）年に荒川保一分地頭河村秀道（河村氏は一族で所領を分割領有していて、その各領主を一分地頭という）と奥山庄和田（北条）茂長との間で和与（示談契約）が成立し、

鎌倉幕府も下知状を發給してそれを承認している（反町氏所蔵、三浦和田文書）。和与した際の境界は図の通りである（反論もある）。

#### （4）村と農民、市と職人

このとき境界和与絵図も作成されていて（反町氏所蔵）、鎌倉期における当地方の村の景観が良くわかる。山野に囲まれて水田と畠の間に家々があり、名主（有力農民）・在家百姓（一般農民）、それらに従属する下人が居住していた。南北朝ごろには史料に正百姓の他に脇百姓がみえてくる。これは名主の下にいた半従属の小百姓が成長して独立の百姓になったことを示す。当地方では、村をいくつかまとめて「条」と呼んでいたようである。

ところで先の和与絵図には「蓮妙之非人所」がみえる。これを修験者とその配下の金掘り（鉱業生産集団）と推定する考えもある。また奥山庄に關しても一つ「波月条絵図」が残されている（中条町役場所蔵）。そこには七日市・高野市がみえ、町屋も描かれており、商人の存在がうかがえる。他の史料によると草水条には鑄物師がおり（史(12)）、庄内では職人も活動していること

が知られる。

(5) 女性の活躍

鎌倉時代における武家の女性を考察するにかつこうの史料が、この中条家文書には残されている。

この時代、妻は夫の死後も親権を行使し、一族と所領をとりしきっている。重茂の妻（宗実の娘）である津村の尼はその典型といえよう。女性にも所領は譲与され（史(11)）、その所領をしっかりと確保して再び自分の娘に譲与する（史(14)）。惣領時茂が所領を三分割してから八年も経って、その娘意阿は相続分が少ないという理由で幕府に提訴に及び、譲状の偽物を作ってまで甥たちと争っている（史(18)）。当時のたくましい女性の姿がうかがえる。

(三) 南北朝・室町時代

(1) 建武新政・南北朝内乱

元弘の乱がおき、各地に反幕の挙兵が上がったとき三浦和田一族の中で幕府（北条方）に加わるものもみられたが（史(15)）、大勢は後醍醐天皇方（たご）にたよった。大塔宮（りんじ）がそれを物語る（史(21)）。

京都の六波羅探題（たんだい）がおち、鎌倉幕府も新田義貞軍（にったよしさだ）に攻撃されて滅びる。元弘三（正慶二）（一三三三）年六月、後醍醐天皇を中心とする建武新政府が樹立されると、越後国の国守と守護職を獲得したのが新田義貞である。そうすると国内の領主たちは、義貞の国（こく）をもらい所領の安堵をはかろうとする動きを示す（史(22)）。中条茂継は、後醍醐天皇（りんじ）（史(23)）と、維新（きん）決断（けつだん）所牒（しよたつ）（史(24)）をもらって所領を安堵され、さらに奥山庄内の北条氏につながる人々の所領は闕所地（けつしよち）となる中で、中条・黒川（北条）両氏は、これらの地のかなりの部分を支配下におさめることに成功した。

南北朝動乱に突入すると、三浦和田一族は北朝（足利方）につきその結果所領の安堵もなされた（史(20)(26)）。足利方をひきいて越後に入部してきた守護上杉氏（うねすぎ）は、新田一族等の南朝勢力とはげしく戦い、尊氏（たかうじ）・直義兄弟（ただよし）の争いからはじまった観応の擾乱（しやうらん）（一三五〇～五二）

が収拾されたのち、上杉憲顕は越後を制圧することとなる。

この間、奥山庄内の三浦和田一族の庶子家の分立と抗争もみられた。中条家の庶子羽黒氏は惣領中条家に反発し、守護直属被官への道を積極的に歩もうとしていた。

中条家内では茂継には子どもがなく、そのため弟弥三郎茂助（資）を養子にして所領を譲り（史(16)）、さらに茂助（資）はその子政資に所領を譲りし（史(27)(28)）、室町將軍義満から御教書をもって安堵されている（史(29)）。

南北朝期に入ると、女子にも所領は譲与されるものにあくまで一期分いちごぶんであり、死後は惣領の手に帰することとなった。このあと、政資 寒資 房資と所領は譲与されていく（史(30)）。

他方、京都からみると遠隔地庄園である奥山庄に対する庄園領主の支配は一層弱まり、室町幕府からの下命にもかかわらず、年貢の滞留・抑留も恒常化していく（史(25)(36)）。これは諸国においても一般的にみられる状況であった。

## (2) 応永の大乱

越後国では、応永三〇（一四二三）年から数年にわたって、府内ふないの守護代長尾邦景と、山浦の守護上杉頼方・

頼藤との間で越後支配の主導権をめぐって争いが生じる。

これを応永の大乱とよんでいる。阿賀北の国こくじん人（阿賀野川より北に根を張った国人領主たちのこと）たちもこれにまき込まれた。阿賀北の国人衆は当初室町幕府の命により山浦方に加わっていて、中条氏も守護方の長尾朝景から奥山庄内高野郷の安堵を受けている（史(31)）。ところが黒川・加地・新発田しはた各氏らが途中で府内方につき、山浦方の中条氏を攻め、危地に追い込む。奥山庄内における三浦和田一族の中条・黒川（北条）両氏の対立が顕現化したのである。また大乱中、黒川基実は奥羽の伊達氏一族に黒川の館を急襲されて自殺するなど、滅亡の危機に直面したりしている。

さらに各惣領家に対し庶子家がそむ叛くという事態も生れている。応永三三（一四二六）年の秋、中条房資が府内方の大軍に包囲されたとき、中条庶子の羽黒秀性は包囲軍に加わっている。この後、自立の勢いを強めた庶子家たちは、守護上杉氏の奉ほう公衆しゅうとなつて惣領家をおびやかすという事態が生れていく。一方、関沢（南条）氏も守護に近づきその直臣となつていく道を歩んでいく。

こういう状況下、中条・黒川両家は、一族・家中の統制を強化し、権力を惣領の下に集中していく。黒川家を見ると、氏実の子朝実が早世したため、孫宮福丸（頼実）

に家督と所領を譲与することになるが、その際、宮福丸の叔父たちを彼の被官＝家臣と位置づけ、庶子家たちにも起請文きしよもんを提出させて宮福丸に忠誠を誓わせるなど、一族・家中の統制を強めていった。中条家も同様の道を歩んでいる（史(32)(33)）。

しかし他方、中条・黒川両家は境界をめぐる争いが生じたため、守護上杉氏に提訴した（史(34)）。結果として中条家が勝利するのであるが（史(35)）、不満のつづいた黒川氏は本庄氏の反乱に乗じて中条朝資を奇襲して戦死させるなど、両家の対立はその後も続いていく。

#### (四) 戦国時代

##### (1) 永正の乱と謙信の登場

永正四（一五〇七）年八月二日、守護上杉房能は、守護代長尾為景の急襲を受け切腹して果てた。越後国における戦国争いの幕明けを告げる事件である。房能を滅した為景は上杉定実を守護につけた。上杉顕定・実房父子らの攻勢もあつたが、定実・為景は阿賀北の中条・黒川両氏らの支援を受けつつ、室町幕府からも守護職・家督の相続を承認される。この間、定実は中条藤資に奥山庄内高野等の知行安堵をしている（史(37)）。しかしながら、定実と為景との関係も平穏なものではなく、緊張したものであつた。そこで、為景は最も信頼する中条藤資と血判けつばん起請文きしよもんを交し（史(38)）、また、藤資を通じて大見安田実秀からも血判起請文を取っている（史(39)）。

その後、守護権の回復をはかる上杉定実の一族である上条定憲の挙兵を機に、享禄・天文の乱が始まり、越後国は内乱状況におちいった。その中で、長尾為景は子の晴景に家督を譲る。ところがこの晴景と弟の景虎かげとらとが対立したため、上杉定実の調停によって和議が結ばれ、さらに晴景から景虎への家督譲渡が天文十七（一五四八）年に実現した。景虎この時わずか十九歳であつた。この後、景虎は永禄四（一五六一）年上杉氏の名跡を継ぎ、

関東管領に就任するとともに、上杉憲政より一字をもらい上杉政虎と改名。さらに同年十二月、將軍足利義輝の偏諱をうけて輝虎と改名。元龜元（一五七〇）年には出家して謙信を名のることとなった。

謙信は、反謙信勢力（長尾政景や大熊氏などの守護家臣群）を押し、行政機構を整備し、都市・交通路統制を実施した。対外的には、越中出兵を行ない、信濃へも出兵して武田信玄と川中島で激戦をくりひろげている。さらに越山（関東出兵）も続行している。永禄十一（一五六八）年の越中出陣の隙について本庄繁長が拳兵したのに対し、十一月謙信は本庄城攻撃のため出陣するのであるが、その時、謙信が中条藤資に血判起請文を出している（史(40)）。

家臣団編成では天正三（一五七五）年に作成された「御軍役帳」にその実態がうかがえる（表参照）。そこには御中城様（上杉景勝）を筆頭に、一門・国衆・旗本三九名の武将がひきいるべき軍勢の人数・装備が列挙されている。中条・黒川両氏ら阿賀北の国衆も列挙されている。殊に中条家には謙信の信任の厚い吉江景資の二男景泰が嗣子として入り、軍役責任者となっていることは注目されよう（史(45)）。

## （2）景勝と中条家

しかし、謙信も天正六（一五七八）年三月「虫気」で倒れ死去した。謙信には二人の養子がいた。一人は景勝（長尾政景と謙信の姉との間の子）、もう一人は景虎（小田原北条氏康の七男）である。両者は家督を争ったが（史(42)）、天正七年三月景虎が自害するに及んで景勝の勝利となった（御館の乱）。

景勝は新発田重家の反乱を鎮圧して領国内の支配を強化するとともに、天正十六（一五八八）年には再上洛して豊臣秀吉に直面して従三位に叙されるなど中央権力との接触も活発に行なっている。天正十八年の奥羽仕置の際には、景勝は出羽庄内三郡支配を命じられ、検地も実施している。秀吉が強行した朝鮮出兵にも参陣するなど、秀吉の信任は厚く、五大老への道を歩むこととなった。

景勝の領国支配の特色は、景勝 直江兼続の専制体制確立にあるといえるが、彼の家臣団編成の大綱は、「文禄三年定納員数目録」（表参照）にあらわされている。中条・黒川両氏は上杉家中の最上士層に含まれていることに注目したい。中条氏は景勝とともに各地を転戦しており、天正十（一五八二）年信長の攻撃を受けていた越中魚津城救援のために出陣した際にも参陣し、在城衆の中に中条景泰が加わっている（史(41)）。景泰の没後には、



景勝から一黒(三盛)が「本領・新地共二」安堵を受けている(史(44))。

この後、景勝は越後から会津、さらに米沢へと転封することになるが、中条氏もそれに応じて転地し、ついに米沢の地に到着したのである。

以上、相模国三浦郡の豪族平姓三浦氏の一族和田義盛の弟で鎌倉初期に越後国奥山庄の地頭職を得た宗実、その猶子重茂系統の一族である中条家に伝来した文書を中心にみてきた。

中世武家の領地相続・領地経営・一族の動向など東国武士の世界や、鎌倉期から戦国期までの政治情勢を知るための根本史料である。

さらに、文書様式など古文書学にとっても貴重な史料といえる。

(文中の史料番号は、本解説二章に掲載した史料番号である)

## 二 展示古文書の釈文

中条家文書は、米沢市在住の中条敦氏から山形大学に譲られたものである。中条家は前章で述べたように越後国奥山庄地頭であった三浦和田氏の裔で、旧米沢藩士であった。

同家に伝来した文書のうち、明治以降分散したのもあり、現在、反町英作氏所蔵文書(東京都)や東京大学史料編纂所所収文書(東京都)。この文書は中条町の鈴木精英氏が旧蔵していたもの(等として現存している)。

山形大学所蔵中条家文書はすべて裏打うらうちが施され、桐箱および紙箱に収納されている。文書名の下に付した番号は、現蔵者山形大学の整理番号である。

今回、山形大学所蔵中条家文書二二三点のうち、四八点を展示した。以下に、その釈文を記す(ただし、家譜・系図は略)。

(一) 鎌倉將軍家源賴朝政所下文(111)

將軍家政所下 越後國奥山庄官(等)

補任地頭職事

平 宗実

右人、補任彼職之狀、(所仰) 如件、庄官宜承知、勿(違)

失、以下、

建久三年十月廿一日

案主藤井(俊長)(花押)

令民部少丞藤原(二階堂行政)(花押)

知家事中原(光家)(花押)

別当前因幡守中原朝臣(大江広元)(花押)

前下總守源朝臣(邦業)

(二) 鎌倉將軍家源賴朝政所下文(112)

將軍家政所下相模國南深沢住人(將)

補任地頭職事

平 宗実

右人、補任彼職之狀、所(將) 仰如件、住人宜承知、勿(違) 失、以下、

建久三年十月廿一日

案主藤井(花押)

令民部少丞藤原(花押)

知家事中原(花押)

別当前因幡守中原朝臣(花押)

前下總守源朝臣

(三) 関東下知状 (114)

〔(端裏書)〕

可令早高井兵衛尉重茂(津村尼)後家尼致沙汰、越後国奥山庄

并相模国南深沢郷地頭職事

右人申云、件両所者、母尼可知行之地也、而子息太郎

重綱給預之条、甚訴訟也、尼知行之後、可讓給之由

云云者、任申請、当時者、可為尼沙汰之状、依仰下知

如件、

承久二年十二月十日

陸奥守平(北条義時)  
(花押)

(四) 津村尼讓状 (115)

讓渡

越後国奥山庄内政所条事

右、件ところ八、しそく三郎にゆつり「わたすところし

ちなり、こゝまつたいに」いたるまで、たのさまたけあ

るへからす、さかひにおきて八、いまに八しめぬ事」

なれ八、わけ申におよはず、仍ゆつ「りわたすところ如件、

嘉禎四年四月四日

平氏尼(津村尼)  
(花押)

(五) 越後国奥山庄預所藤原尚成和与状 (116)

尚成

御米京定佰斛 但、代之時者、石別錢陸佰文定

一、御服綿什兩 但代之時老拾

右、預所与地頭成和与儀天、令言上事 於領家之処、被

之由被仰下 隨自先例、為請所、至于子々孫々

預所入部、此条尚成敢以不可相違、就中、非預所

私議 領家之仰旨也、次地頭志等更不可為例進、夫

領 前也、次口米同止之了、又大津問事、如元

可為地 候、惣者御米・御服、自御倉元之外、不

可有領家預所御 口入之状、所定如件、

仁治元年九月廿七日

預所右近將監藤原尚成 (花押)

(六) 關東下知状 (117)

越後国奥山庄預所右近將監尚成

条々

一、檢注事

一、年貢納法事

一、大津問事

一、口米事

一、地頭別進并夫領綱丁志不可為例事

右条々、雖遂对決、尚成与時茂令和与畢、如尚成去

九月 廿七日和与状者、京定御米佰石 別錢陸佰文・御服

令停止畢、地頭志不可為例、夫領綱丁以同

地頭成和与儀、申上領家之処、被聞食之由、被仰畢、

子々孫々不可有相違云々取詮者、任彼状、可致沙汰

之状、依鎌倉殿仰下知

仁治元年十月十日

江親民部大夫

前武藏守平朝臣 (花押)

前武藏守平朝臣 (花押)

(七) 鎌倉將軍家藤原賴經政所下文(119)

將軍家政所下 平時茂

可令早領知相模国南深沢屋敷并手作」四至堺 見讓狀越後国奥

山庄内政所条・黑河条等地頭職事

右人、任母堂参通讓狀嘉禎四年四月四日式通仁治二年四月十七日言通、并兄弟等

天」福二年九月八(日和)与状、為彼職可令領知之状、所仰

如件、」以下、

仁治二年五月一日

(二階堂行綱(少尉藤原)左衛門(北条泰時)原(花押)

(別)当前武蔵守平朝臣(花押)

主計頭中原朝臣(花押)

前美濃守藤原朝臣

前陸奥守源朝臣(足利義氏)

前甲斐守大江朝臣(長井泰秀)

武武守平朝臣(大仏朝直)

散位藤原朝臣(花押)

案主左近将曹菅野

知家事彈正忠清原(花押)

(八) 關東下知狀(1110)

越後国奥山庄雜掌彈正忠盛遠与地頭高井兵衛三郎」

時茂(法師カ)相論檢注問事

右、盛遠訴狀云、就前雜掌尚成和与状、如所被成下仁治

元年」十月十日御下知狀者、檢注以下五箇条内於四箇条

者、不可有」違乱之由、具被載之畢、至于檢注事者、不

被載仰詞之間、自領家」可被遂行初任檢注之条顯然也云

々、如時茂法師陳狀者、檢注」以下五箇条、就和与状被

載御下知狀之上、依為請所、至于子々(孫々カ)」不可有相違

之由、所被載下也、若可被遂檢注者条、不可有子々孫々

相違之由、」可被載下哉云々者、就尚成和与状、如時茂

法師」所給仁治元年御下文者、檢注事被載名目之上、請

所事至于」子々孫々不可有相違云々、仍雖不被載仰詞、

入篇目之間、非沙汰之」限歟、早停止盛遠濫訴、任先下

知旨、為地頭請所、永不可有檢注」状、依鎌倉殿仰下知

如件、

寛元二年七月廿一日

(裏書)「民部大夫」

武蔵守平朝臣(北条經時)(花押)

(九) 高井道円時茂讓状(1-1-1)

(前欠)

一、の、いもし

なしてんの事

一、いき

一、さくち

一、なかむら

一、むらまつ

一、さかみのくにらのやしき

八のくにかつら山 一、かまくらの

一、さぬきのくのちよくしかう、あねいちこ

の、ち

右のむらく八、くまわかちきやうすへし、し  
八ひこ次郎」とをなしやうなるへし、きた八、たいの  
か八のなかれの中すん「なかれたるの中す  
んなり、ひかじ八、く山のさかひのほう「たい  
のか八のミなミかちさかひのあひたなり、たたしひ  
こ「次郎かふんの山て、はまのさかひ八むら  
まつ「ミヤのミなミの高松をかきるへし、よつてゆ  
つるところ「しちなり、よのさまたけあるへからす、

又もしをの「なくしてしな八、いまわ ちきやう  
すへし、のちのしよ「うもんのために、しやう如件、

弘長四年三月十一日

(高井時茂)  
沙弥道円(花押)

(十) 鎌倉將軍家惟康親王政所下文(1-1-2)

將軍家政所下

可令早平義頼領知相模国南(深沢)「郷津村内田在家、越

後国奥山(庄)「内飯積・石曾祢・赤河・築地・御宝

殿・「羽黒・鼓岡・村松・今市、阿波国勝浦山」地

頭職事

右、任祖父時茂法師法名道円去年十一月五日「讓状、可致沙

汰之状、所仰如件、以下、

弘安元年五月十八日

案主管野

令左衛門少尉(二階堂行忠)藤原

知家事

別当相模守平朝臣(北条時宗)(花押)

(十一) 三浦和田茂連讓状(1-13)

仁年

讓渡女子瑠璃御前之分

越後国奥山庄内田式万束苅并但田在家注文 在家三字又駒籠之酒町  
事別紙在之

右、此分者、限永代所讓渡実也、無「相違知行候へし、若そのあひた」に、八郎茂泰わつらひをいたさは、「子細を上へ申て、茂泰か所領内」式万束をかさねてたま八るへき」なり、仍讓之状如件、

永仁貳年六月十二日

茂連(和田)(花押)

(十二) 高井道円時茂讓状(1-17)

讓渡所領事

左衛門三

(郵義類分)

越後国奥山庄内

い、つ(三)・しそね・あか、八・ついち・

御ほ(つ)・はくろ・つ、(三)・むらまつ、

あ(つ)・つ、山、あま(な)・半分にし、

さかみのくにつむらの田さいけ、いま(い)

右、このさかい八、なか八しのさう入道をもつてたてさせたりし「ことく(三)、つ(三)のをかのまつより、し

八、し(つ)のを、やなき」より、九郎大夫かしんほの

きたのたかきををかきりて、はま八むら「まつ(三)のこ

かの(三)やをすくにうミへなり、きた八、たい(文)のか

八の中「すんを、くさうつ(三)のしものいもしやの(も)のと

かい糸のまへの「か八(た)のなかれを、かのわたとすいく

わん房かい糸のミ(い)なミはやし」のもりのまへのか八(ち)のなか

れを、たかの、八(い)のそ八(ち)のか八の「なかれなり、か

八をこひて、たかの、ふんの田あるへからす、これ」をか

きりてちきやうすへし、御くうし八、三人のまこ」同じ  
ほとたるへし、たゝし、四郎八せき・たかの」よりあふ  
へし、もしこのまことも・おいとものなかに、「ぬらん  
をいたす物(マ、)あら八、そのそりやうをか三へめされ、  
からいとして、まこの中にをんひんの物(マ、)にあて給  
る」へし、い(又ゆか)のちのそせう八、あいついてすへき  
也、よんで」ゆつ(つ)や(つ)くたんのことし、

建治三年十一月五日

沙弥道円(高井時茂)(花押)

(十三) 三浦和田茂明讓状(1131)

讓渡

越後国奥山庄内中条の村々并阿波国勝「浦山、相模国  
津村の屋敷、鎌倉の屋地等事

右、初若ちやくしたるによりて、代々の御下「手繼証  
文等あひそゑて讓渡うゑ八、申給て」他のさまたけなく  
知行すへき也、もし「男子なく八、舎弟弥陀法師丸を子  
として」讓あたふへき状如件、

正和六年正月廿日

茂明(三浦和田)

(花押)



(十四) 尼しゑん讓狀(1-32)

ゆつりわたす、ゑちこのくに「おくやまのしやうなかく  
 ううちの「た二まんそく、さいけ三つ、ならひに「こ  
 まこめのさがまちの事(茂連カ)、ちうもんさいけののへちのあり「このところ  
 八、はうふわたの三郎(茂連カ)さへもんの「てよりゆつりゑてちき  
 やうのところに、「し(舎兄)やきやうわたの七郎(茂明カ)のしよ「りやう  
 にこんしてめさるゝあいた、な「けき申といへとも、いま  
 たこゝるゆ「かす、よてこのさたを八、くわうとう「こせ  
 んあいついて申給へし、「のちのためにゆつりかくの「  
 とし、  
 けん(元應)をう二年十月七日(九)

ひくにしゑん(花押)

(十五) 関東御教書(1-38)

出仕事被聞召訖、「於本領者所返給也」者、依仰執達如  
 件、

正慶二年正月廿八日

右馬(北条茂時)権頭(花押)  
 相(北条守時)模守(花押)

三浦和田三郎殿

(十六) 和田茂連讓状案(1-14)

讓渡所領事

八郎茂泰分

越後国奥山庄内

飯積 御宝殿

七日市之南町屋

ついで むらまつ

阿波国桂山

鎌倉由比之地者

右、所領等者、子息茂泰に讓渡所也、堺者、羽黒、別当  
祐真・佐山三郎泰清・横須賀二郎胤茂等を「もてたてる  
ことく、東の山八仏沢の水落」を極楽寺へこふるみちま  
て、ひき地の山「のミねをくたりに、山さきのミつ、し  
へ」道をくたりに、佐山三郎かふるやしきの「まへの小  
荒川河をくたりに、浜名尼か屋敷」のまへの道へ、それ  
より飯積太郎か東の「道を、おなしきやしきのうしろよ  
り北へ」をれて、四郎二郎か柳うへたりしそ八の「新む  
みちを、小次郎か西のそ八の道を、七日」市の中を、滝  
王進士かふるやしきのきたの「そ八なり、それより、つ  
い地の松原のきたの」はつれの一本松へ、浜の堺者、彼  
松より北へを「れて、中村のいてとまで也、但、此堺之  
内女子」分に、田式万束苅・在家三宇并駒籠之酒町「八  
除之畢、京都御年貢・鎌倉之流鎗馬、其外」の御公事等

においては、等分に勤仕せし「むへし、相互にいらんな  
く可知行者也、」若しせん<sup>(マ)</sup>に不得心のともからあて、「こ  
のあとを」ミたる事あら八、かの仁の所領を上へめさ  
れて、隱便の子息にあてたまはるへき也、「仍讓之状如  
件、

永仁貳年六月十二日

茂連<sup>(和田)</sup>

次女子一期之後者、茂泰可領知之重状」如件、

同 年 月 日

茂連(花押影)

(十七) 關東下知狀 (1127)

和田七郎茂明申曾祖父高井兵衛三(郎) 時茂法師  
法名  
道円遺領事

右、道円建治三年十一月廿八日他界之刻、同(五日分) 讓  
所領於孫子茂連・義基・兼連并女子尼(意阿) 畢、彼狀為

謀書之旨、意阿訴申之刻、弘安(十年茂) 連・義基等預裁

許畢、意阿越訴(申之) 間、(重有) 其沙汰之处、於意阿者

被奇(業) 置越訴、至茂連等(者) 建治讓狀事、先度者実書之

由申之、(爰如) 書之旨稱之、依為好謀、所被召上所領

也、(系比) 茂明越訴狀者、号建治三年四月廿八日(道円自)

筆目六、義基始所備進也、彼狀条々依有(就中、意) 加謀

難之处、不及御沙汰之条難堪也、(別之) 阿越訴有其謂

之間、改め日一同之儀、令各(以下第二紙) 条、不可有其難之处、

称有变申之咎、茂(連) 遣領不残、段步被収公之条、令参

差(者也云々) 者、(業) 建治目錄事、為先日狀之間、究明依無

其(業) 詮、被奇(業) 損之条、先日成敗無相違歟、次、茂(連)

罪名事、道円死去之時者、茂連在京之(間、不) 知子細、

義基称死期之讓狀依賦与、為実書(之) 由、先度雖令言上、

為謀書之旨意阿所申、(非) 無子細之間、改一同之儀畢、

縱義基所帶(狀) 等雖被処実書不可(過) 謀略(摺字 裏花押) 罪科之処、(無) 被  
召所領之(忝) 被召所領之条、令依違之旨、茂明所申非  
子細歟、然則於(越後國 裏花押) 奥山庄者、充行替於当給、被返付茂連跡、(給)  
至其外所領等者、未被付(給) 人云々、如元可令領知者、(次謀略)  
依鎌倉殿仰、下知如件

正安三年八月廿日

陸奥守平朝臣(大仏宣特)  
相模守朝臣(北条貞時) (花押)

(十八) 関東下知状案 (5123)

(枚正了)

「羽黒<sup>(朱書)</sup>・鷹栖御下知 道信給之」

和 田三郎左衛門尉義連後家尼道信代浄意与相模

左近大夫将監規時代道然・頼兼相論越後国奥山庄中

条」事

右浄意則当条者、義<sup>(マ)</sup>連遣領内也、子息七郎義貞・八郎<sup>(マ)</sup>義泰確論之間、於参分式者、任讓状給義貞、至壹分者<sup>(マ)</sup>為未処分之地、可支配之旨、永仁四年十一月廿四日被裁許<sup>(マ)</sup>畢、可分給之由訴之、道然等亦義貞当知行之間、相模入道」一円拝領、如先度事書者、義泰并二女子者、依構謀書、可除得」分親云々、其後一女子死去、道信者、有謀書同意之咎、難競望之」旨、就陳之、欲是非之处、去十七日兩方和与畢、如道然等状者、」当条内田地式拾町所去与道信也、坪々者、差遣使者、以羽黒」田為先、可打渡之、山并在家同追此分限可付渡、其在所員<sup>付在家</sup>数<sup>如浄</sup>者、可見絵図云々、<sup>如浄</sup>意状者、避給田地式拾町山<sup>付在家</sup>之」間、請取之止訴訟云々、此上不及異儀、任彼状各可

領掌者、依」鎌倉殿仰、下知如件、

正和三年九月廿三日

相模守平朝臣<sup>(北条熙時)</sup> 判<sup>(合点)</sup>

(十九) 中条道秀茂継讓状 (1119)

「<sup>(端裏書)</sup>讓状」

「<sup>(端書)</sup>道秀」

讓渡所領事

弥三郎茂助分

越後国奥山庄中条内<sup>(中条町)</sup>

い、つミ・いしそね・あか、八・ついち・御ほうてん<sup>(黒川村)</sup>・つ、ミをか・むらまつ、さかミのくにかまくらの屋地、「つむらのやしき、あはのくにかつら山のそりやうの事、  
(裏花押)

右ところ八、道秀ちうたいさうてんのそりやう也、しかるを、男子「一人も、たさるにやて、しやてい弥三郎おやうし(養子)として、したい」てつきのせうもんをあひそゑて、ゑいたいをかきり一ゑん」にゆつりあたうるところ也、但、道秀か女子一人あり、かれに「ゆつるところのそりやう八、一こののち八弥三郎ちきやうせし」むへし、一筆同日の状おもてかきあたうるゑ八、かれかち「きやうふん八、かの状仁ミへたり、文書のたうりにまかせてちき」やうせしむへし、くけ・くわんとうの御くうしにおいて八、せん」れいにまかせてそのさたをいたすへし、仍讓状如件、

建武四年六月十日

此状一見候了(異筆) 高継(中条茂継) (花押)  
沙弥道秀(三浦介) (花押)

(二十) 足利直義カ軍勢催促状(1121)

越後国凶徒 对治事、所差遣「高八郎也、早随彼催促、致」  
軍忠之状如件、

(足利直義)  
(花押)

建武五年閏七月十日  
三浦和田又三郎殿

(二十一) 大塔宮護良親王令旨(1136)

今度忠功(殊) 以神妙之(条カ)、先於本領(者カ)、悉可令(大塔宮)「知行、至恩賞者、追可」有御沙汰之由、依「二品親王令旨、執達如件、

右少将(中院定平) (花押)

元弘三年正月廿日  
三浦和田三郎館

(二十二) 尼淨智申狀并越後国々宣 (1137)

(端裏書) 建武元年三月十八日

(異筆) 任去年七月廿六日 宣旨、知行

不可有相違之狀、国宣如件、

建武元年三月十八日

(新田義貞) 源朝臣 (花押)

佐々木加地八郎左衛門入道女子尼淨智謹言上

欲早被經御沙汰、任傍例、下賜安堵 国宣、備向後龜

鏡、越後国加地庄荻曾祢条内田中村地頭職問事

右所者、依為尼淨智重代相伝所領、当知行 (至) 于今無相

違者也、然則、致 (至) 調度具書等者、雖可令持參之、為物

詣依令在京、不及進覽之、於当知行之段者、佐々木加

地孫二郎有盛有御尋之処、載起請文詞、請文、令進覽之

上者、不可相貽御不審者也、早下賜安堵、国宣、為備向

後龜鏡、仍恐々言上如件、

元弘三年十二月 日

(二十三) 後醍醐天皇綸旨 (1139)

越後国奥山庄中条村々、(阿) 波国勝浦山、相模国津村

(已) 下地頭職、三蒲和田三郎茂繼、(如) 元可令知行者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武二年六月廿日

(甘露寺藤長) 右少弁 (花押)

(二十四) 雜訴決断所牒 (1140)

雜訴決断所牒 越後国街「(異筆)守護」

三浦和田三郎茂繼申、当国奥山庄内「中条地頭職事、  
副申状具書

牒、任去六月廿日 繪旨、可沙汰居者、以牒、

建武二年七月十二日

民部卿藤原「(自署)朝臣」

左衛門尉平 (花押)

散位宇佐宿祢

采女正中原

右京大夫藤原朝臣 (花押)

左衛門大尉中原朝臣 (花押)

大外記中原朝臣 (花押)

前伊勢守小槻宿祢 (花押)

正三位藤原朝臣 (花押)

右少弁藤原朝臣

(二十五) 室町幕府執事奉書 (1144)

近衛前関白家雜掌実清申、「越後国奥山庄内中条年貢事  
重申状如此、早守下知状、遂結解」可被究濟之状、依仰  
執達如件、

康永四年七月十八日

(高師直)武蔵守 (花押)

三浦和田三郎左衛門尉殿  
(茂助)

(二十六) 足利基氏御判御教書 (1152)

越後国豊田庄并奥山庄内「金山郷等事、為勲功之」賞、  
所充行也者、守先例、「可致沙汰之状、如件、

文和二年二月六日

(足利基氏) (花押)

三浦和田土左守殿  
(茂助)

(二十七) 中条茂資讓状 (1-58)

(端裏書)  
延文

ゆつりあたふる所領の事、子息牛法師〔系ちこの国  
おく山の庄中条の内のむらく人の〔い、いつミ・いし  
そね・あか、八・御ほつてん・〔合志、ミおか寺〔これ八さきたて  
・むらまつ、さかミの国かま〔の、や路・つふらやし  
き、あ八の国かつら山の所〔右、この所々八、さう  
てんの所りやう也、しかる〔子息牛法師丸はつ子た  
りといへとも、心さし〔あさか、からさるによて、ちやくし  
として、代々の御〔以下のせうもんをあいそへて、  
一ゑんに永代、ゆつるところ也、ちやくし將監入道お  
やの〔不忠の事ともあるによて、なかくふげう仕  
〔茂資か跡にをいて、けいはう〔競望の儀あるへから〔すか、  
是等之子細、一そく等ミな存知の上、子細〔あひくか、から  
す、此外、新おんの御下文三ヶ所、是〔そへて、別  
紙にゆつり状をかきあたへ了、この〔の惣領とし  
て、一ゑんに知行せしむへし、〔関東の御公事にお

いて八、任先例、其さた〔をか、いたすへし、次二、つゐ  
ちの村八、つゐち殿一後〔の、ち八、こほうしにゆつり候  
了、彼所八惣領〔たいたるへし、もし又、こほうし  
子なく八、一後の、ち八、惣領〔にか、つくへし、自筆の上  
八いらんさまたけあるへからず、仍ゆつり状如件、

延文元年八月廿五日  
茂〔中条資〔花押

〔裏書  
為奉行之間、所封裏也

左衛門尉〔花押



(二十八) 中条茂資置文写 (1159)

(端裏書)

なかむらのいましめゆつり状 (異筆) 六百年 茂継子  
文和四年八月廿五日

系ちこのくにおく山の庄内中村在家、田老万五千そく  
ならひに浜、茂資<sup>(烏帽子)</sup>相伝所領也、しかるを、羽黒殿之  
子息三郎八、系<sup>(烏帽子)</sup>ほう<sup>(息力)</sup>し子たるによて、職のことく  
にけいやくせしむる、「いへとも、出家をもし、又牛  
法師丸か跡」先にもたつ事なく八、とりかへし候へし、  
せんねん不忠の儀あるに仍、とり返して「候しかとも、  
あまりに羽黒殿被歎候間、預」たてまつるといへとも、  
向後二おいては八、牛法師」か心にたかは、とり返すへ  
し、仍而状如件、

廷文元年八月廿五日

(中条)  
茂資 (花押影)

(二十九) 室町將軍家足利義滿御教書 (1163)

(亡)

父茂資領知所領等」事、任相伝知行、不可有」相違之  
状、依仰執達如件、

永和元年六月廿六日 (細川頼之)  
三浦和田土左守殿 武蔵守 (花押)

(三十) 中条寒資讓状(218)

〔<sup>(端裏書)</sup>〕 応永十九年壬辰三月廿一日 寒資讓状

讓渡所領之事

越後国奥山庄中条之内村在家、阿波国「かつら山、相模国つむらの在家、鎌倉屋地并」高氏将<sup>(軍)</sup>輩近江を御ひらきの時、御供申而御「おんしやうにあつかる越後国豊田庄之内所領、」奥山庄之内金山郷、せなミ郡小和泉之庄之「二分かた、みなく別紙二在之、

右、彼所領者、寒資重代相伝之所領たる間、代々「御下文以下証文等を相そへて、永代をかきつて」ちやく子牛次郎丸に讓渡処也、公家・関東「之御くうし八、先例にまかせて沙汰すへし、」庶子以下之成敗も、任先例可<sup>(致)</sup>至沙汰者也、「仍為後日讓状如件、

応永十九年<sup>(辰)</sup>三月二十一日

三浦和田土佐権守平寒資(花押)

(三十一) 長尾朝景安堵状(2113)

蒲原郡奥山庄内高野<sup>(中条町)</sup>郷之事、無相違可有御知「行者也、依如件、

応永三十二年八月三日

筑前守朝景(花押影)

和田中条殿

(三十二) 中条秀叟房資讓狀(2124)

讓与所領之事

右、蒲原郡奥山庄中条者、三浦和田「前土佐守房資法名秀叟入道代々」相伝所領也、仍讓渡子息彈正左(異筆)衛門介朝資也、但十六町之内築地「四町者、弥七郎資茂依有其志、分与者也、」若者当代、若者子孫之中、於有不和之者、「彼所召還而、可為朝資之子孫之知行也、」次、羽黒之知行之分、先祖配分之雖為「所領、对惣領有不儀者、其進退可准」先条也、

一、他国所領之事、雖非当知行、同讓「与処也、任先祖之掟、以自然之次、可有」知行也、仍為後日龜鏡、示置之状如件、

于時宝徳二癸酉年九月十八日  
前土佐入道秀叟(中条房資)(花押)

(三十三) 中条朝資讓狀(2125)

讓与

越後国蒲原郡奥山庄之内「石曾根条・政所条事右件所領者、朝資重代相伝之地也、」先祖宗実以来、代々証文・四至境絵図并「將軍家之御判、悉相副之、嫡子」牛福丸(定資)仁讓渡上者、不可有他妨者也、

一、築地之事、任由緒、先年老父「房資仁被返下候、然而親類修理亮」茂義、為扶持分申付候、但軍役「以下諸公事令無沙汰、身上別而致」不儀候者、所帶之事老可為惣領「進退也、」

一、羽黒事、常春(上杉房朝)院殿様御幼少之「時節、国錯乱之刻、親類同心可致忠節」候処、挿野心候間、致其沙汰、召放所帶、「其以後(以下第二紙)、以憐愍之儀、返付名代候、是又軍」役以下存別儀候者、知行分事老、可為「惣領之計候、」

一、在京役之事、光徳(上杉房定)院殿様御代祖父「寒資、蒙御免

許候、雖然御大事時者、「令參洛可致忠節候、仍讓狀  
如件、

寛正五年申八月廿二日

朝資(中条)(花押)

牛福丸殿

「(紙繼目裏書)

…紙数式枚也…

(千坂定高)  
(飯沼頼泰)  
(花押)

…(紙繼目)…

(三十四) 黒川頼実陳狀案(2145)

就中条彈正左衛門尉申事、預御尋候、抑彼(定資)境之事、私  
代迄十代、彼地之事当知行候、「先年祖(氏美)父二候者之代仁、  
自中条方相さ八り、「彼文書共も候ける、この処ふんし  
ついたし候、「不限是文書ふんしつ致候間、其御判  
申請所持候、其上祖父二候者之代、又者親(朝美)候者五十子  
当府走廻候、其時一言不被致披露候、「又八巨細存知之  
者二候浜崎入道、去年正月」致死去候、又者私幼少之儀  
と存候歟、至而于今」披露、不及覚悟候、其上祖父二候  
ゆい言に、「兔も角も 上意簡要二請、身上之事者、「乍  
恐奉奉任 上様、奉公可申旨申含候、尚以」親類被官等  
迄、不可背彼儀由、罰文させ置候間、「兔も角も 上意  
簡要候、其上巨細存知候」浜崎も西式部丞も死去仕候  
間、存知之義無者之候、「況哉拙者事八幼少之儀二候間、  
兔も角も可奉」任 上意候、此由御意得可畏入候、恐  
々謹言、

〔異筆〕  
「長享元年」

〔異筆〕  
「到来」

〔異筆〕  
「黒川四郎次郎」

〔異筆〕  
「頼実」  
〔異筆〕  
「在判」

九月廿三日

〔異筆〕  
「平子平左衛門尉殿」

(三十五) 上杉氏房定老臣連署奉書(2151)

去年以来数度御粉骨、無是非次第候、然間、蒲原郡奥

山庄黒川知行分内

一所金屋名

一所宮瀬

〔中条町〕  
一所波月

〔非人興野〕  
一所ひにんかう屋

除寺社分、為御恩可有知行之由候也、仍執達如件、

延徳式年八月十一日

沙弥性秀〔花押〕

对馬守実高〔花押〕

〔定實〕  
中条山城守殿

(三十六) 越後国奥山庄雑掌実清重申状并具書案(5113)

〔端裏格〕  
〔近〕  
「雑掌重申」

衛殿御領越後国奥山庄雑掌実清重言上

欲早以御下知違背篇、被経御沙汰、為当庄中条地頭三

浦〔六月カ〕和田三郎左衛門尉茂助、依令抑留領家御年貢、去

科難「遁子細事、

副進

一通

御下知案 康永四年六月七日

右、件茂助建武四年以来就令抑留御年貢、重々被「経御

沙汰、去六月七日遂結解、可究済之旨、雖被仰下、于

今不遵行上者、為被行御下知違背罪科、仍言上如件、

康永四年七月 日

……………(門真寂意) ……(裏花押) ……(紙継目)

(具書案) 足利直義裁許状案(5114)

近衛前関白家雑掌申、越後国奥山庄内「中条地頭三浦

和田三郎左衛門尉茂助抑留年貢」由事

右、当地頭職者、茂助養父茂繼返賜之間、乍令知」行、  
建武四年以來、領家年貢毎年八拾余貫抑」留之条、無川  
之由、就訴申、被尋下之刻、如茂助代」請文者、於知行  
分年貢者、連々致其弁之条、当」雜掌実清請取状等分明  
也、宜被遂結解云々者、」承伏之上者、不及異儀歟、遂  
結解、可究濟之状、」下知如件、

康永四年六月七日

左兵衛督源朝臣(足利直義)御判

(三十七) 長尾長景施行状(2157)

蒲原郡奥山庄」黒河之内高野除東牧庵領、  
上条分之事」任屋形(上杉定実)判形并」宗弘(桃溪庵)一札旨、御知」行  
不可有相違候、」恐々謹言、

永正四

十二月六日

中条弾正左衛門尉殿

長尾中務少輔

長景(花押)

(三十八) 長尾為景起請文(2162)

起請文事

右子細者、御代々并我等名字無御余義(中条)申談候、依之藤資御事者不及沙汰候、至于御子孫も不可有御等閑旨、翻宝印以血判承候、御深志忝候、於為景も弥毛頭不可存別心候、若偽而申候者、

八幡大菩薩・春日大明神・諏方上下大明神、殊者氏神御靈可罷蒙御罰者也、仍如件、

永正十年八月十九日

長尾左衛門尉為景(花押)

(藤資)中条越前守殿

(三十九) 安田実秀起請文(2163)

起請文

右意趣者、奉对越州(中条藤資)へ、自今以後一点不可奉存別心候、每事無御隔心可被加御意候、乍恐相互於末代不可有御等閑候、若此言偽二候者、

上焚天・帝尺、下堅牢地神、別而者八幡大菩薩、当国鎮守弥彦大明神・二田大明神、惣而日本国中大小諸神御罰忽可罷籠者也、仍如件、

永正十年(遺筆)同廿四日申剋到着

安田弥太郎(花押)  
実秀(血判)

八月廿二日

(藤資)中条越州

参

(四十) 上杉輝虎起請文(2164)

起請文

右意趣者、各雖及誓詞、今度石塚(玄蕃允)仕合二仕而別而申候、夏中本庄繁長中本庄繁長自弥次郎かた之書中、速被差出、重而玄蕃允表裏被為相聞候事、輝虎一世中者亡失、有間敷候、於向後も加様之類可被為知事、簡心二候、弥忠信之心懸尤候、自然其方前惡、様二申廻候者、可及其届候間、可心安候、若此旨於偽者、上二者梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中、大小之神祇、殊者八幡大菩薩・愛岩(岩)山大権現、氏神春日・府内六所可蒙御罰者也、仍如件、永禄十一

拾一月晦日

中条越前守殿(藤資)

輝虎(上杉)  
花押(血判)

(四十一) 魚津在城衆十二名連署書状(2168)

端裏(端裏)  
墨引

当月五日・同十一日之御書御両通、昨夜(戌)刻自松倉到來、謹而及奉拜見候、仍当地之儀(越中魚津)、最前如申上候、壁及きわ迄取詰、夜昼雖及四十日雖相責申候、至今日迄相抱申候、此上之儀者、各滅亡与存、定申候、此由可然様御披露奉、頼候、恐惶謹言、

中条越前守

景泰(花押)

竹俣三河守

慶綱(花押)

吉江喜四郎

信景(花押)

寺嶋六三

長資(花押)

蓼沼掃部助

泰重(花押)

藤丸新介

勝俊(花押)

龜田小三郎

長乘(花押)

(天正十)  
卯月廿三日



若林九郎左衛門尉

家吉（花相）

石口采女正

広宗（花押）

安部右衛門尉

政吉（花押）

吉江常陸入道

宗間（花押）

山木寺松三

景長（花押）

（四十二）中条景泰書状（2174）

〔（端裏）墨引〕

貴札拜披、殊五種〔（上杉）御意恐悦之至存候、仍如尊意、謙信遠行之事、無是非次第候、依之、当代へ御状被指越、即及披露祝、着被申趣、回報御使僧へ申渡候、次当国錯乱之儀、差事、無之候間、可属静謐候、可御心易候、随而御音信計一種〕進覽之候、猶奉期再音之時候、〔（天正七年）恐々謹言、

二月十四日

〔（中条）景泰（花押）

清浄心院

参尊報

直江与〔（兼統）六殿

(四十三) 直江景綱書状(2188)

(礼紙ウ八書) (墨引) 大和守

(中条藤資) 越州 景綱

参御報

返々黒川方被申事候、「惣而拙夫彼方取告を」も致

之付而、「被相頼候間、御耳へ立候処、速二被聞

召」届候間、「其御心得專一候、新尾二毛可致意

見之由、御内義も候間、「定而精者自彼方可被仰届候、

御塩味尤二候、子細従山孫も可」被申入候、以上、如

御書中、其以后者依」無手透、御物遠御床敷候、「仍

黒川方与被仰結子細之」事、以内々数ケ度雖申届、「無

承引由候而、「被立御耳候、既」彼地之事者、先年塚原

ヨリ」御帰陣之刻、長慶寺以御取」刷時宜落着候処、只

今事」新敷被仰立候事、更不及」分別候、上様之

御事も、慥」前々事落着之处も又存知、「又此度も被聞召

届候けに候間、「速二被渡置可然候歟、如斯申」展候とて、

以臯負申二者、曾而」無之候、不可過御塩味候、恐々

謹言、(永禄十二年力)(2) 八月十七日

(直江) 景綱(花押)

(四十四) 上杉景勝朱印状 (5122)

知行之事、「本領・新地共二」如亡(景泰)父越前守代、「不可有相違」者也、仍如件、

天正十年

十二月二日

中条一黒殿

景勝(上杉)(朱印) 月「印文」摩利支天天子勝軍地蔵

(四十五) 中条景泰軍役帳写 (2166)

天正三年二月十六石

御軍役帳

中条与次(景泰)

一、八十丁

甲・打物・籠手・

鎗

一、二十人

こしさし

手明

一、十丁

笠・腰さし

鉄放

一、十五本

此内二十本(マ、)八  
御帳之外也

大小旗

一、十五騎

甲・打物・籠手・  
こしさし

馬上

已上